

平成20年10月16日  
事務連絡

各 都道府県 地域包括支援センター職員研修担当者 御中  
指定都市

厚生労働省老健局振興課

介護サービス適正実施指導事業（地域包括支援センター職員研修事業）に係る照会  
について

平素、介護保険制度及び地域包括支援センターの円滑な運営にご協力いただき、  
ありがとうございます。

地域包括支援センター職員研修事業については、介護サービス適正実施指導事業  
（平成12年5月1日老発第473号）により実施されているところであり、都道  
府県・指定都市におかれましては、地域包括支援センター職員が、業務を行う上で  
必要な知識の習得、技術の向上を図る観点から積極的に取り組んでいただいている  
ところですが、今般、当事業の受講対象者について照会がありましたので、下記の  
通り情報提供いたします。

問 地域包括支援センター職員研修事業の受講対象者に、ランチ及びサブセン  
ターの職員は含まれるのか。

（回答）

受講対象者は、地域包括支援センターに関わる職員が当研修を受講すること  
により総合相談支援等の包括的支援事業や介護予防支援業務が効果的に実施され  
ることが期待されることから、在宅介護支援センター等が実施するランチ及び  
サブセンターの職員、その他都道府県・指定都市が適当と認める者が受講するこ  
とは差し支えない。